

中労委令和7年（不再）第57号日本アクリル化学不当労働行為事件

再審査申立人 全労連・全国一般労働組合 外2名

再審査被申立人 日本アクリル化学株式会社

## 中央労働委員会 御中

### 全国一般の組合員を差別し、団交打ち切り・団交妨害を強行し、 支配介入と団交拒否をふせぎましょう！！

#### 〔ジャクリル労組組合員との差別〕

日本アクリル化学は、全国一般、愛知地本、日本アクリル支部の3労組に対し、2021年10月19日、第1次回答として、金80,847,460円を回答しました。しかし、第1次回答は、再就職支援金及び未使用の年次有給休暇の買上金等を支払わず、ジャクリル労組組合員との差別を認めるものです。内田隆廣代表清算人（前社長）は、2022年6月14日の第4回和解団交で、「ちょっとこれはフェアじゃないよね」と、差別を認めています。

日本アクリル化学は、3労組に対し、第4回和解団交で、①再就職支援金、②未使用の年次有給休暇の買上金、③4か月間延びることによって発生する給与、賞与、退職金一時金増額分をジャクリル労組の組合員との差別なく支払うことを約束しました。

#### 〔強引な団交打ち切り及びその後団交拒否〕

日本アクリル化学は、3労組に対し、2022年7月20日、差別を是正する第2次回答として、金119,660,460円を回答しました。ところが、日本アクリル化学は、3労組に対し、2022年8月26日の第5回団交途中で、「そういうことで、こちらからお願いしていた和解も協議、実はこれで終わりにしたい。」と和解団交を強引に打ち切り、第2次回答を一切支払おうとせず、その後一切団交拒否しています。これは、ジャクリル労組組合員との差別を認める不利益取扱いであり、差別是正の約束を反故にする支配介入です。

以上の救済を求めて東京都労働委員会に訴えましたが、労働者救済の結果とならず棄却されています。中央労働委員会におかれましては、私たちが求める不利益取扱いと支配介入と団交拒否を再度吟味され、公正な勝利命令が出されることを切望します。

2026年 月 日

団体名

---

代表者名

---

所在地(住所)

---

この署名は、要請書提出以外には、使用しません。

#### 【取扱団体】

◆アクリル争議支援共闘会議事務局（全国一般労働組合事務局内）

〒113-0034 東京都文京区湯島2丁目4番4号 全労連会館9階 TEL：(03) 5840-6277 FAX：(03) 5689-5240

◆全国一般愛知地方本部

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号 労働会館本館405 TEL：(052) 883-6977 FAX：(052) 883-6976